

Client Alert

15 May 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

オーストラリア：KATY PERRY v. KATIE PERRY (Killer Queen, LLC v. Taylor [2024] FCAFC 149)

オーストラリアで、ファッションデザイナーKatie Perry と、歌手の Katy Perry が商標権侵害で争っている。本件の背景には、名前の類似性、芸名の保護の必要性など、興味深い論点があり、世界的に注目されている。このほど連邦裁判所合議法廷が判決を出したので、以下にその経緯と内容を紹介する。

事案の経緯

オーストラリアのファッションデザイナーの Katie Perry は、同国で「Katie Perry」の商標を登録した（2008 年）。歌手の Katy Perry（本名：Katheryn Elizabeth Hudson）は、「Katy Perry」という芸名を使用して音楽活動及び自身の名前を冠した商品を展開していた。

デザイナーKatie Perry は、歌手 Katy Perry が「Katy Perry」ブランドの衣料品をオーストラリアで販売したことは、デザイナーが有する商標権を侵害しているとして、歌手 Katy Perry を提訴した。

一審では、デザイナーKatie Perry の商標権侵害の主張を認め、本件は連邦裁判所（二審）で争われた。

連邦裁判所における判断

連邦裁判所（FFC）は、歌手 Katy Perry（"Hudson"）とデザイナーKatie Perry（"Taylor"）との間で争われていた訴訟の一審判決を一部覆した。商標権侵害の抗弁の適用に関する 2 つの重要な認定において、FFC は以下のように判示した：

- 1) Katy Perry の芸名の使用には「自己の名前」の抗弁（"own name" defense）が適用され、Hudson 氏の使用は善意によるものである。
- 2) Taylor 氏（デザイナー）の商標を知っていたにもかかわらず、Hudson 氏が Katy Perry の商標を採用したのは、それが彼女の芸名であり、Taylor 氏が事業を始める前に海外で数年間使用した事実から、Hudson 氏の使用は誠実なものであった。しかし、関連する時点では使用されていなかったため、彼女は誠実な同時使用者であると主張することはできなかった。

FFC はまた、「Katy Perry の名声は音楽とエンターテインメントに限定される」とした第一審の認定に誤りがあるとした。



コメント

本判決では、仮に先行商標を認識していた事実があったとしても、「誠実な商標の採用・使用」が認定される可能性があることを示す重要な判決である。本件のような事案では、様々な経緯や事情を総合勘案して結論が導き出されることに留意すべきである。本事案は、連邦高等裁判所に上訴され、現在も裁判は継続中である。